

# 令和7年度 三条市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目標

三条市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、三条市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、三条市耐震改修促進計画に基づき策定します。

## 3 取組内容・目標・実績

計 画	令和7年度取組内容	令和7年度目標
	【財政的支援】 <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助を実施</li><li>・耐震シェルター等設置に対する補助を実施</li><li>・補助金の代理受領制度を実施</li></ul> 【普及啓発等】 <ul style="list-style-type: none"><li>i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進<ul style="list-style-type: none"><li>・市内全戸へのダイレクトメールによる啓発</li></ul></li><li>ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進<ul style="list-style-type: none"><li>・耐震診断結果報告時に補助制度のパンフレット等の配付・説明により耐震改修を促進</li><li>・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してダイレクトメール等による耐震改修促進を実施</li></ul></li><li>iii) 改修事業者の技術力向上<ul style="list-style-type: none"><li>・改修事業者に対する講習会を年1回以上実施</li><li>・改修事業者リストを作成し公表</li></ul></li><li>iv) 一般への周知・普及<ul style="list-style-type: none"><li>・広報さんじょう及びパンフレット等により耐震化の必要性及び補助制度について周知を実施</li><li>・出前講座又はイベントでのブース展示を年1回以上実施</li></ul></li></ul>	前年度までの実績
自己 評 価	前年度の取組実績	前年度の課題
	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内全戸へのダイレクトメールによる啓発</li><li>・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してダイレクトメールによる耐震改修促進を啓発</li><li>・耐震診断実施者に戸別訪問等により耐震化の必要性及び補助制度の周知を実施</li><li>・リフォームフェアで耐震化及び補助制度の周知を実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・耐震診断及び耐震改修件数の実績件数が例年以上に伸びたが、耐震シェルター等の実績が初年度ということもあり0件であった</li></ul>
		<b>改善策</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・耐震対策の選択肢の一つに耐震シェルター等もあることを補助制度を含め、広く周知していく。</li></ul>